

愛玩動物飼養管理士認定規則

平成22年4月1日に改正・施行

平成26年5月9日に一部改正

平成30年9月3日に一部改正

(目的)

第1条 この規則は、愛玩動物飼養管理士（以下「管理士」という。）の教育・認定（以下「養成」という。）に関する事項を定める。

(管理士)

第2条 管理士とは愛玩動物（ペット）の愛護及び適正飼養管理の普及啓発活動などを行うために必要な知識・技能を、本協会の通信教育によって体系的に修め、所定の試験に合格し、協会より認定登録された者をいう。

2 管理士は動物の愛護及び管理に関する法律及びその他の関係法令をよく理解し、その運用に関し国及び地方公共団体に協力して前項の活動を行うよう努めなければならない。

3 管理士の英語名称は「Pet Care Adviser（略称PCA）」とする。

(種別)

第3条 管理士は、次の種別とする。

(1) 二級愛玩動物飼養管理士、準二級愛玩動物飼養管理士

(2) 一級愛玩動物飼養管理士

2 二級管理士とは、二級管理士の所定の教育課程を履修し、本協会が実施する認定試験に合格した者で、二級管理士としての認定を受けた者をいう。準二級管理士とは、準二級管理士の所定の教育課程を履修し、本協会が実施する認定試験に合格した者で、準二級管理士としての認定を受けた者をいう。

3 一級管理士とは、二級管理士が一級管理士の所定の教育課程を履修し、本協会が実施する認定試験に合格した者で、一級管理士としての認定を受けた者をいう。

(愛玩動物飼養管理士認定委員会の設置)

第4条 前条に規定する管理士の養成に関する審議を行うため、本協会に愛玩動物飼養管理士認定委員会（以下「認定委員会」という。）を設置する。

(認定委員会の構成)

第5条 認定委員会は次の者をもって構成する。

動物に関する学識経験者

動物の法律に関する専門家

本協会の役員

- 2 委員は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 委員長は、委員の互選によって定め、会長が任命する。
- 4 委員長は、認定委員会の会務を総理する。

(認定委員会の業務)

第6条 認定委員会は、会長からの諮問を受けて次の各号の業務に関する審議を行う。

- (1) 管理士の教育に関し必要な業務
(教本の作成、課題報告問題の作成等)
- (2) 管理士の認定に関し必要な業務
(認定試験問題の作成、合格者の決定等)

(認定委員会の招集)

第7条 認定委員会は、会長が必要と認めるとき及び委員長または委員の過半数から開催の請求があったとき、会長が招集する。

(認定委員の任期)

第8条 委員の任期は2年とする。補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、これを再任することができる。

(認定委員の報酬等)

第9条 委員には費用を弁償することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(受講資格)

第10条 二級管理士の受講申込みをする者は、満15歳以上の者でなければこれを申し込むことができない。

- 2 準二級管理士の受講申込みをする者は、高等学校等に所属することを学校長が証明し、かつ学校単位での申込みを行える者でなければこれを申し込むことができない。
- 3 一級管理士の受講申込みをする者は、二級管理士でなければならない。

(受験資格)

第11条 管理士の認定試験は、各級ごとに本協会が実施する教育課程を全て履修した者でなければ、これを受けることができない。ただし、準二級管理士である者は二級管理士の認定試験を受けることができる。

(教育課程)

第12条 前条に規定する教育課程とは、各級ごとに定める「愛玩動物飼養管理士教本」の学習、スクーリング（講習会）の受講、課題報告問題解答の提出とする。

(認定試験)

第13条 二級管理士、準二級管理士及び一級管理士の認定試験は、学科試験とする。

(資格認定)

第14条 認定試験の合格者は、認定委員会の答申を踏まえて理事会において決定する。

2 二級管理士、準二級管理士及び一級管理士の資格認定は、各級管理士名簿に登録することによって行う。

3 会長は、前項の場合において、管理士として登録された者に対して資格認定証を交付しなければならない。

(合格及び資格認定の取消し)

第15条 次の各号の一に該当するときは、会長は、認定委員会の答申を踏まえて理事会の議決によりその資格の認定を取り消すことができる。この場合、当該取消しを受ける者に対しては、当該事案について弁明の機会を与えなければならない。

(1) 認定試験または資格の認定において、虚偽または不正があったことが判明したとき

(2) 「管理士」の名称を利用して、公序良俗に反する行為を行うなど本協会の資格認定事業に関する社会的評価を侵害する行為をしたと認められるとき

(認定細則の規定)

第16条 この規則に基づき、具体的な事項は細則に定める。

(改 廃)

第17条 この規則の改廃は、理事会の議決によって行う。

付 則

1. この規則は、平成30年9月4日から施行する。
2. 平成19年2月1日以前に、指導級管理士である者については、その資格を継続する。
3. 準二級管理士の受講受験申込みは平成32年1月までとする。